



# 島根県報

令和5年9月29日（金）

第 4 5 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (防災危機管理課) 2

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地 域 福 祉 課) 3

生活保護法の規定による介護機関の指定 ( " ) 4

生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出 ( " ) 4

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 ( " ) 4

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 ( " ) 4

土地改良区の定款変更の認可 (農 村 整 備 課) 5

保安林予定森林（2件） (森 林 整 備 課) 5

保安林の指定施業要件の変更 ( " ) 6

森林法第189条の規定による告示及び掲示（3件） ( " ) 7

公有水面埋立免許の出願 (水 産 課) 8

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (中 小 企 業 課) 9

### 【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 11

### 【特定調達公告】

グループウェアシステムの賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争入 (警 察 本 部) 11

札の落札者等

### 【人委規則】

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 11

公布された条例等のあらまし

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第56号）

1 規則の概要

- (1) 救助費用の単価（実費弁償の単価を除く。）を改定することとした。（第3条・第4条・第5条・第7条・第11条・第13条・第14条・第14条の3・第14条の4関係）
- (2) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の改正に伴う被災した住宅の応急修理に係る規定の整備（第10条の2関係）
- (3) 実費弁償の単価を改定することとした。（第26条関係）

2 施行期日等

公布の日から施行し、1の(1)及び(2)については、令和5年4月1日から適用することとした。

**規 則**

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第56号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「330円」を「340円」に改める。

第4条第3項第2号中「6,285,000円」を「6,775,000円」に改める。

第5条第2項中「1,180円」を「1,230円」に改める。

第7条第3項第1号の表中

「

円	円	円	円	円	円
18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
円	円	円	円	円	円
31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300

を

「

円	円	円	円	円	円
19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
円	円	円	円	円	円
31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600

に改め、同項第2号の表中

「

円	円	円	円	円	円
6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
円	円	円	円	円	円
9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

を

」

円 6,300	円 8,400	円 12,600	円 15,400	円 19,400	円 2,700	に改める。
円 10,100	円 13,200	円 18,800	円 22,300	円 28,100	円 3,700	

第10条の次に次の見出し及び1条を加える。

(被災した住宅の応急修理)

**第10条の2** 被災した住宅の応急修理のうち、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半焼、半壊その他これらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

2 前項に規定する住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯につき50,000円以内とする。

3 第1項に規定する住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

第11条の見出しを削り、同条第1項中「被災した住宅の応急修理」の次に「のうち、日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を加え、同条第2項中「被災した住宅の応急修理」を「前項に規定する日常生活に必要な最小限度の部分の修理」に改め、同項第1号中「655,000円」を「706,000円」に改め、同項第2号中「318,000円」を「343,000円」に改め、同条第3項中「被災した住宅の応急修理」を「第1項に規定する日常生活に必要な最小限度の部分の修理」に改める。

第13条第3項第2号中「4,700円」を「4,800円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「5,500円」を「5,600円」に改める。

第14条第3項中「213,800円」を「219,100円」に、「170,900円」を「175,200円」に改める。

第14条の3第3項第2号イ中「5,400円」を「5,500円」に改める。

第14条の4第2項中「138,300円」を「138,700円」に改める。

第26条第1号ア中「21,900円」を「21,700円」に改め、同号イ中「15,600円」を「15,900円」に改め、同号ウ中「15,100円」を「15,000円」に改め、同号オ中「15,800円」を「15,500円」に改め、同号カ中「21,900円」を「23,100円」に改め、同号キ中「19,900円」を「20,800円」に改め、同号ク中「22,800円」を「23,200円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の島根県災害救助法施行細則の規定（第26条第1号の規定を除く。）は、令和5年4月1日から適用する。

## 告 示

### 島根県告示第649号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人カタクリ会 よしかクリニック	鹿足郡吉賀町上高尻474番地2	令和5年9月1日

いわみ眼科クリニック	江津市嘉久志町イ680番	令和5年8月1日
医療法人蒼葉会 かもしま歯科	益田市かもしま西町2-12	令和5年8月1日
ウェルネス薬局 出雲大社店	出雲市大社町北荒木1212-2	令和5年9月1日

## 島根県告示第650号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人エスポアール出雲クリニック	出雲市小山町361-2	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設 おんぼらと	出雲市小山町362-1	令和5年9月1日

## 島根県告示第651号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
サンキ・ウエルビィ訪問看護ステーション大社	出雲市大社町北荒木1874-16	出雲市大社町北荒木1313	令和5年5月1日

## 島根県告示第652号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
兒玉歯科医院	出雲市古志町876-1	令和5年7月31日
かもしま歯科	益田市かもしま西町2-12	令和5年7月31日

## 島根県告示第653号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指

定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

事業 者		実施する事業	事業 所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
				変更前	変更後	
サンキ・ウエルビィ株式会社	広島県広島市西区商工センター六丁目1番11号	訪問看護	サンキ・ウエルビィ訪問看護ステーション大社	出雲市大社町北荒木 1874-	出雲市大社町北荒木 1313	令和5年5月1日
		介護予防訪問看護		16		

島根県告示第654号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宍道湖西岸土地改良区の定款変更を令和5年9月21日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第655号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町多久和734-1、736-1、738、2413、2417、2418

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三刀屋町多久和736-1・738・2413・2417・2418（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第656号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町瀧谷1280－9

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

瀧谷1280－9（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第657号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第658号**

令和5年島根県告示第584号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
隠岐郡隠岐の島町山田清水280	坂田 佳代子

**島根県告示第659号**

令和5年島根県告示第602号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
隠岐郡隠岐の島町小路中ノ山下ノ床1465	奥田 サノ

**島根県告示第660号**

令和5年島根県告示第139号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
大田市大田町大田牛尻口1556-15	天満宮
大田市大田町大田上野イ2660-144	坂根 孝四郎
大田市大田町大田上野イ2660-192	森山 忠次郎
大田市大田町大田上野イ2660-341	長尾 トミ
大田市大田町大田上野イ2660-346、イ2660-351、イ2660-380	中村 徳太郎
大田市大田町大田上野イ2660-359	清水 猶七
大田市大田町大田上野イ2660-370	中井 善次郎
大田市大田町大田上野イ2660-392、イ2660-393	中村 興四郎
大田市大田町大田上野イ2660-397	白石 敦子 白石 鈴子 白石 護
大田市大田町大田二タ割イ2714-2	吉田 栄藏
大田市大田町大田綿田イ2736-7、野田イ2736-3、イ2736-4、イ2736-6	山本 島夫

#### 島根県告示第661号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸山達也

#### 1 出願人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山達也

#### 2 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

##### (1) 埋立区域

##### ア 位置

島根県出雲市大社町杵築北字笹子3544番の地先公有水面

##### イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ令和4年秋分の満潮位(C. D. L. +0.52メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 島根県出雲市大社町杵築北字権兵衛谷3092番 国土地理院三等三角点「猿源氏」（北緯35度24分33秒04、東経132度40分22秒85、以下「基点」という。）から215度20分24秒、899.19メートルの地点

②の地点 ①の地点から234度14分11秒、3.22メートルの地点

③の地点 ②の地点から324度08分35秒、61.31メートルの地点

④の地点 ③の地点から54度08分35秒、3.18メートルの地点

##### ウ 面積

195.44平方メートル

##### (2) 埋立に関する工事の施行区域



## ア 位置

島根県出雲市大社町杵築北字笹子3533番及び同3544番の地内並びに同3533番及び3544番の地先公有水面

## イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 埋立区域で定める基点から214度51分58秒、892.99メートルの地点

㊧の地点 ㊦の地点から234度08分35秒、50.00メートルの地点

㊨の地点 ㊧の地点から324度08分35秒、75.00メートルの地点

㊩の地点 ㊨の地点から54度08分35秒、50.00メートルの地点

## ウ 面積

3750.00平方メートル

## 3 埋立地の用途

漁港施設用地

## 4 出願年月日

令和5年9月15日

## 5 縦覧場所

島根県農林水産部水産課、東部農林水産振興センター及び出雲市役所

## 島根県告示第662号

令和5年島根県告示第405号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス出雲平田店 出雲市平田町字京塚1864番2外

## 2 意見の概要

	意 見	理 由
1	土砂等の運搬にあたっては、現場監督者等により過積載及び転落防止措置に十分注意するとともに、運転者へ安全速度遵守の指示を徹底すること。	各種法令法規を遵守し、開発に伴う事故や違反を未然に防止する必要があるため。
2	開発区域内の重機等について、施錠を確実にし、盗難防止に努めること。	営業（作業）時間外の監視の目がない状況では、盗難が発生する可能性があるため、施錠の徹底等の防犯対策を講じる必要がある。
3	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要がある。
4	早朝の荷さばき作業による騒音について、通常行う騒音対策にあわせ徹底した騒音（防音）対策を行うこと。また、搬入車両について近隣	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。

	住民の安眠を妨害することがないように検討し実施すること。	
5	長時間使用する室外機、受電設備等の稼働時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。早朝及び夜間における近隣住民の安眠を妨害することがないように防音対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
6	敷地内に照明等設置する時は周辺の住宅に影響を与えないよう十分配慮すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
7	店舗に設置される排気施設について、排出される臭気が近隣住民の生活に支障を生じさせないように配置や構造に配慮すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
8	周辺の住民や事業所等に当該事業についての事前説明を行うこと。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
9	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解決に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
10	店舗新設工事に伴い工事車両が市道を通行する場合は、積載物の落下などによる道路の汚損・破損がないよう注意を喚起すること。	道路法第22条（工事原因者に対する工事施行命令等）及び道路法第58条（原因者負担金）による。
11	道路に汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。 なお、工事着手前に各道路管理者と道路面の状況等の立会を行うこと。	道路法第22条（工事原因者に対する工事施行命令等）及び道路法第58条（原因者負担金）による。
12	道路上に広告看板、のぼり旗等を設置しないこと。	道路法第32条（道路の占用の許可）による。
13	道路及び河川における占用及び承認工事が必要な場合は、申請を行い許可を得ること。	道路法第24条（道路管理者以外の者が行う工事）及び第32条（道路の占用の許可）による。 出雲市普通河川道路等管理条例第4条、第5条による。
14	開発許可は不要である。ただし、過去に開発許可を受けた場所であるため、緑地位置を変更する場合は当初開発許可を受けた区域の面積の3%分を当初開発許可区域内で確保すること。 その場合、新たな緑地位置と面積が確認できる土地利用計画図を提出すること。	都市計画法第33条（開発許可の基準）による。 都市計画法第46条、第47条（開発登録簿）による。

## 3 縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

## 4 縦覧期間

告示の日から1週間

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年9月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（UAVレーザ）
- 2 作業期間  
令和5年9月14日から同年12月22日まで
- 3 作業地域  
松江市西法吉町～西持田町地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年9月29日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

- 1 件名及び数量  
グループウェアシステムの賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日  
令和5年8月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ケイズ島根支店 支店長 後藤 将史 島根県松江市殿町111番地
- 5 落札金額  
29,211,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和5年6月30日

## 人 事 委 員 会 規 則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第16号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号の表の備考の欄中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 配偶者には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

第6条第1項第16号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項第3号及び第5号において同じ。）」を、「この号」の次に「及び次項第4号」を加え、同条第2項第4号中「（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同項第5号ア中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「及び兄弟姉妹」を「、兄弟姉妹、配偶者の祖父母及び配偶者の兄弟姉妹」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。